平成 19 年 5 月 15 日

各　　位

会　社　名　宝ホールディングス株式会社
代表者名　取締役社長　大宮　久
（コード番号 2531　東証、大証　第１部）
問合せ先 取締役IR室長　松崎 修一郎
ＴＥＬ　（０７５）２４１－５１２４

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年５月１５日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年６月２８日開催予定の第９６回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

（１）会社法上、取締役会設置会社における新株予約権の無償割当てに関する事項の決定機関は、取締役会とされています（会社法第２７８条第３項本文）が、当社取締役会は、買収防衛策の一環としての新株予約権無償割当てにつきましては、最終的には株主の皆様の意思に基づいて行われるものであるべきと考えますので、①株主総会の決議により新株予約権無償割当てを行うこと、または、②株主総会の決議により新株予約権無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任することを、会社法第２７８条第３項ただし書きに基づき、定めるものであります。＜第１３条（新設）＞

（２）取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役および監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるとともに、社外取締役および社外監査役の責任をあらかじめ限定する契約を締結できる旨を定めるものであります。＜第３０条、第４０条（新設）＞

なお、第３０条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

（３）上記の新設に伴い条数の変更をするものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　平成 19 年６月２８日（木曜日）
定款変更の効力発生日　平成 19 年６月２８日（木曜日）

以　上

当資料取り扱い上の注意点

当資料中の当社の現在の計画、見通し、戦略、確信などのうち、歴史的事実でないものは、将来の業績に関する見通しであり、これらは現時点において入手可能な情報から得られた当社経営陣の判断に基づくものですが、重大なリスクや不確実性を含んでいる情報から得られた多くの仮定および考えに基づきなされたものであります。実際の業績は、さまざまな要素によりこれら予測とは大きく異なる結果となり得ることをご承知おきください。実際の業績に影響を与える要素には、経済情勢、特に消費動向、為替レートの変動、法律・行政制度の変化、競合会社の価格・製品戦略による圧力、当社の既存製品および新製品の販売力の低下、生産中断、当社の知的所有権に対する侵害、急速な技術革新、重大な訴訟における不利な判決等がありますが、業績に影響を与える要素はこれらに限定されるものではありません。

〈別紙〉

変更の内容

現行定款と変更案の対照は、以下のとおりであります。（下線は変更部分）

現行定款	変更案
（新　設）	（新株予約権無償割当ての決定機関） 第 13 条　新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議により決定するほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議によっても決定することができる。
第 13 条～第 28 条 （条文記載省略）	第 14 条～第 29 条 （現行定款第 13 条を第 14 条とし、以下第 28 条まで１条ずつ繰り下げる。条文は現行どおり。）
（新　設）	（取締役の責任免除） 第 30 条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第４２５条第１項各号の額の合計額とする。
第 29 条～第 37 条 （条文記載省略）	第 31 条～第 39 条 （現行定款第 29 条を第 31 条とし、以下第 37 条まで２条ずつ繰り下げる。条文は現行どおり。）
（新　設）	（監査役の責任免除） 第 40 条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

現行定款	変更案
	２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第４２５条第１項各号の額の合計額とする。
第 38 条～第 40 条 （条文記載省略）	第 41 条～第 43 条 （現行定款第 38 条を第 41 条とし、以下第 40 条まで３条ずつ繰り下げる。条文は現行どおり。）

以　上